

法律第四十八号（平二二・八・一一）

◎独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「五年間」を「七年間」に改める。

第二十条第一項中「五年」を「七年」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生労働・内閣総理大臣署名）